第五十四条第一項において準用する第二条第六号	法第百十五条第一項第十四号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十三条第一項第十三号
第五十四条第一項において準用する第六条	第三条及び第四条	第四条
第五十四条第一項において準用する第十条第二項	第二条各号	第二条第一号及び第三号から第七号まで
第五十四条第一項において準用する第十三条第四項	加入員及び加入員であつた者	平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負つている者
第五十四条第一項において準用する第十四条第二項	加入員及び加入員であつた者	存続連合会が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負つている者
第五十四条第一項において準用する第三十条	法第百三十条の二第一項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十九条の二第一項
第五十四条第一項において準用する第三十一条第一項	法第百三十条の二第二項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十九条の二第二項
第五十四条第一項において準用する第三十九条の二第一項	基金	存続連合会
	以下同じ	規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者及び同法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等に係る年金たる給付に充てるべき積立金をいう。）及び積立金（平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十九条の二第一項に規定する厚生年金基金をいう。）（以下「年金給付等積立金等」という。）
第五十四条第一項において準用する第三十九条の二第二項	年金給付等積立金	年金給付等積立金等
第五十四条第一項において準用する第三十九条の二第三項	基金	存続連合会
	掛金収入の	存続連合会が平成二十五年改正法附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法及び平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金から交付を受け、又は徴収する
	年金給付等積立金	年金給付等積立金等

第五十四条第一項において準用する第三十九条の五	法	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法
第五十四条第一項において準用する第三十九条の六	法第百三十六条の三第一項第四号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第四号
第五十四条第一項において準用する第三十九条の七	法第百三十六条の三第一項第四号イ	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第四号イ
第五十四条第一項において準用する第三十九条の八	法第百三十六条の三第一項第五号イ	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号イ
	法第百三十六条の三第一項第四号イ	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第四号イ
第五十四条第一項において準用する第三十九条の九	法第百三十六条の三第一項第五号ロ	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号ロ
第五十四条第一項において準用する第三十九条の十	法第百三十六条の三第一項第五号ハ	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号ハ
第五十四条第一項において準用する第三十九条の十第一号	法第百三十六条の三第一項第五号イ	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号イ
第五十四条第一項において準用する第三十九条の十一	法第百三十六条の三第一項第五号ニ	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号ニ
第五十四条第一項において準用する第三十九条の十二	法第百三十六条の三第一項第五号ヘ(2)	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号ヘ(2)